

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記 者 発 表 資 料 平 成 20 年 5 月 1 9 日 こども青少年局南部児童相談所 所 長 松 橋 秀 之 Tel 8 3 1 - 4 7 3 5
---

## 横浜市児童相談所「入所児童支援担当者名簿」の誤送付について

### 1 誤送付による個人情報漏洩の概要

本市児童相談所が所管している児童がいる児童福祉施設等（3(1)のとおり）に対して、入所児童の氏名が記載されている「入所児童支援担当者名簿」を送付しました。その際、誤って各施設に対して全施設分の担当者名簿を送付してしまいました。

### 2 名簿に記載のあった個人情報

入所児童の氏名及び入所施設名

### 3 担当者名簿の送付先施設数及び児童数

#### (1) 施設数 57 か所

〈内訳〉

・市内施設 28 か所

（児童養護施設 7 か所、乳児院 3 か所、ファミリーグループホーム 6 か所、障害児施設等 12 か所）

・市外施設 29 か所

（児童養護施設 11 か所、乳児院 2 か所、障害児施設等 16 か所）

※ 57 か所のうち、当該資料を開封した施設数は 32 か所

#### (2) 児童数 907 名

### 4 経過

平成 20 年 5 月 16 日 各児童相談所が作成した「入所児童支援担当者名簿」を一括して、南部児童相談所から各施設に発送しました。

平成 20 年 5 月 18 日 夕方、南部児童相談所に市内のファミリーグループホーム長から、南部児童相談所から送付された「入所児童支援担当者名簿」の中に当該ホーム以外の名簿が含まれているとの連絡を受けました。

平成 20 年 5 月 19 日 全施設に対して、謝罪及び名簿の回収について連絡をしました。

### 5 誤送付の原因

当該事務は、4月の定期異動により引き継がれましたが、後任者が名簿の作成・送付方法について、前任者に十分な確認をせずに作業したことによります。

### 6 事後の対応について

5月19日午前中に南部児童相談所から、全施設に対して電話連絡を行い、謝罪及び名簿の回収について連絡を行ないました。市内施設については、19日中にすべて回収予定です。また、市外施設のうち県内施設は20日までに回収を行ないます。なお、県外施設につきましては、郵送にて返送していただくよう依頼し、了解をいただいております。

### 7 今後の対応

今後は、事務処理に当たって、4児童相談所合同の完成版を児童相談所全体でチェックし、送付の際には送付担当児童相談所において二重チェックを行います。

また、入所児童の保護者に対しては、児童相談所担当者から謝罪します。